

短時間正社員・短時間正社員制度とは

短時間正社員とは、他の正規型のフルタイムの労働者（※）と比較し、その所定労働時間（所定労働日数）が短い正規型の労働者であって、次のいずれにも該当する者をいいます。

- ①期間の定めのない労働契約を締結している者
- ②時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等である者

短時間正社員制度とは、このような働き方を就業規則などで制度化したものを指します。

※正規型のフルタイムの労働者：1日の所定労働時間が8時間程度で週5日勤務を基本とする、正規型の労働者

例えば、このような労働者が短時間正社員です。

